

## 平成27年11月定例教育委員会

日 時 平成27年11月20日（金）  
午前9時00分～

○中島委員長

では、皆さん、ご起立ください。ただいまから平成27年11月定例教育委員会を開催致します。よろしくお願ひ致します。

### 1 日程説明

○中島委員長

それでは、教育総務課長から、日程説明をお願いします。

○林教育総務課長

本日の議案等につきましては、議案が4件、報告事項が15件、計19件となっています。よろしくお願ひします。

### 2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

では、教育長から、一般報告及び議案の概要説明をお願いします。

○山本教育長

では、一般報告をさせていただきます。秋になり非常に行事が多いので、抜粋して説明させていただきます。

10月2日、学生議会に出席し、昨年度は其中で高校生が質問に立ちましたが、今年度は大学生、短大生でした。大学生、短大生ということで、やはりかなりレベルが高くて厳しい質問も出たわけですが、教育委員会に対しては、鳥取看護大学の松本さんが、学校教育における労働と基礎的な心の学習というのをきっちりとやるべきだとか、そういったところをしっかりと学ぶような議題を持つべきではないかといった質問がありました。今もいろんな副読本等を活用していますし、他にも外部から先輩などに来ていただいたり、労働関係の専門家に来ていただいたりという授業もやっておりますが、そうした現在の状況も質問しつつ、今後充実させていく必要があるのではないかといった答弁をさせていただきます。また、米子高専の坂根さんからは、奨学金があるけれども、学費も非常に高くなり、それに連れて貸与額もかなりの額になってくるといったときに、卒業した段階で、200万円とか300万円といった金額の借金を背負わされて卒業するというので、これに対する援助の仕組みが必要ではないかという質問がありましたが、すぐに来年とか、何か返還のときに半額免除するといったことにはならないですけれども、今後、国の動向等しっかりと見比べながら対応したい、という答弁をさせていただきます。

10月22日には、ケータイ・インターネットの教育啓発推進協議会がありました。これは民間の方々も含めて、いろんな意見交換、フォーラムの開催をしているのですが、其中で、昨年度の11月8日に開催したメディアとの付き合い方のフォーラムでの内容も含めて意見交換を行ったり、ペアレンタル・コントロールと言ひまして、ゲーム機器に親の方で「こういうインターネット情報を入ら

ないようにしよう」というような制限をかけられる機能があるんですけども、その制限を設定するやり方がけっこう難しくてなかなか設定されてないので、その設定の仕方について動画で紹介するようなことを考えてみてはどうだろうかという意見があって、それをやってみよう、ということがあったり、あるいは今年から県のPTA協議会で「メディア21」ということで、21時以降はラインやメールをやめようという運動を繰り広げたいということになっておりまして、それについて皆が協力して応援しましょうという話合いがなされました。

24日、あいサポート特別支援学校合同文化祭ということで、本年度で2回目となりますが、平井知事も急遽業務の合間を縫ってお見えになりました。今年度は皆生養護学校が新たに加わりまして、書道パフォーマンスを実施するというような新たな取組みもあり、参加生徒の意気込みも感じられまして、昨年より一層グレードアップした良い文化祭となっております。

26日には、南部町教育を語る会がありまして、佐伯委員に御出席いただきました。南部町はコミュニティースクールの取組みを行っているところですが、家庭教育支援については、フィンランドのネウボラという、出産の段階から行政がしっかりと関わっている切れ目ない支援を行っているというシステムがあるんですけども、それを参考にして福祉部局と教育委員会が、出産の段階からしっかりと連携を取って、アウトリーチ型で訪問してその家庭教育支援も行っているという取組みを始められたということで、非常に興味深く聞かせていただきました。そうしたことの意見交換ですとか、保護者同士の関係を保育所段階から築いていく必要があるという課題意識は共有しながら、保育所も学校以上に多忙な状況があったりして、なかなか実際の職員の定数が埋まってなかったりという現状もあって保護者対応も簡単にはいかない、という話もありまして、そんな中で次年度の予算で、どうということをやっていったらいいかという話を聞かせていただきました。

10月30日ですが、新年度予算に関して、国の方でまた教職員定数の削減の話が出ていることについて実情を文部科学省、地元選出の国会議員に訴えて参りました。今年の場合は、子どもの数が減れば自然減として定数が減ってくるんですが、子どもの数に応じた教員の配置の部分とは別に、加配定数というのがあり、例えばいじめですとか、不登校の多い学校には加配をするとか、指導方法を改善していこうという取組に対して加配があるのですが、加配の部分も生徒数に応じて減らすべきではないかというのが、財務省の考え方のようです。ところが実際の状況は、特別支援が必要な発達障がいの子供生徒というのは、増えてきている中で、単純に同じ人数で減らすというのは、あまりにも無謀じゃないでしょうかということについて、急遽私の方も訴えに参りました。そうしたことについては大きなうねりになっておりまして、全国の教育委員会でも連合会の方でも、要望活動を行っておりますし、昨日の11月19日は、全国の知事会も動いていただいております、文部科学大臣あるいは財務大臣等にも要望を行っている状況です。

11月1日から3日まで、鳥取の教員一団が韓国江原道に訪問させていただいております。別途報告書を付けておりますので、ご覧をいただきたいと思っておりますが、江原道では今、福祉教室という取り組みをやっておられまして、一つは授業ですけども、これは鳥取でもやっているアクティブラーニングのような、いわゆる教師が一方向的に講義をするようなことではなく皆が楽しく学習をしましょうという授業です。もう一つが一人一人の夢を伸ばし、希望を実現する進路福祉ということで、これはキャリア教育の基本になるもので、こうしたことに力を入れております。進路福祉を充実するための指導をする教員の力を育成するために、そのための研修所を作っているというような話もありまして、どんな研修所になるのか、完成したら行ってみたいと思います。それから、教育環境をしっかりと整える、エレベーターを付けるとかそういうことも含めて、ハードの部分での福祉ということで、三大プロジェクトと言われております。そうした中で江原道アニメーション高校でありますと

か、イングリッシュセンターを校内に設置している南山初等学校（小学校のこと）があったり、琴の浦高等特別支援学校のように、カフェやベーカリーを学校内に置いた特別支援学校で、そこはもう一歩進んでいまして、職業訓練施設として実際キムチの生産工場が学校の中にあるというような、職業教育に力を入れているような学校があったり、ハードの部分では今、電子黒板とか、プロジェクター等が鳥取県では整備されていますが、今黒板そのものが電子黒板に初めからなって黒板に ICT の画面が入っているという学校も中学校であったりするようで、随分進んでいるなと思います。そうしたことを随分勉強して帰ってきております。

1 1 月 2 日には、市町村との教育行政連絡協議会、これは例年やっておりますが、来年度の予算編成の中で、この前お示したようなことの素案を示して、いろいろ意見をいただいたところです。

1 1 月 6 日、1 1 月 1 1 日、それぞれ、八頭高校 9 0 周年、倉吉農高校 1 3 0 周年記念式典が盛大に開催されまして、松本委員、委員長にご出席いただいたところです。

1 0 日には、中国 5 県の教育長会議がございました。県立高校再編計画の作成状況あるいは、保護者対応、教職員の勤務軽減等について情報交換、意見交換を行ったところです。どこも悩みは同じで、なかなか直接的な解決策もない中で、それぞれの取り組みについて情報交換を致しました。

1 1 月 1 3 日、江原道の児童生徒が鳥取県に訪問されました。2 6 名の児童生徒、6 名の引率教員ということでしたが、ヨソソ高等学校というところの生徒が、皆様にもご覧いただきました近畿高校総合文化祭で能楽を演じてくれましたし、他の児童生徒も、それぞれ漫画部門でありますとか、マーチング部門の見学を行ったところでもあります。そして大栄小学校から、北浜中学校、倉吉東高校と、それぞれ小・中・高と別れて交流学习を行い、その晩はそれぞれの学校の児童生徒の家にホームステイを行って交流を深めたところです。なかなか言葉が通じない中で苦労はあったようですが「体当たりでやりました」みたいなコメントもあり、楽しくしたのではないかと思います。

1 1 月 1 4 日、先ほど申しました近畿高校総合文化祭の開会式に皆様ご出席いただきましたけれども、鳥取県の高校生も随分とやるなぁと思いました。おもてなしの心もちゃんと持って対応してましたし、随分手作り感の溢れる良い大会になったのではないかと思います。この行事を次年度以降の文化部活動の充実あるいは、今度は体育も来年度インターハイが鳥取県で開催されますので、こちらの方につなげていければと思っております。

1 6 日には、定期監査の報告がありまして、これには松本委員にご出席いただきましたが、教職員の多忙な状況の解消について、特に県立学校の方は割と進んでいるけれども、市町村立学校が進んでいないのではないかとということで、これについては各教育局ですとか市町村教育委員会と、しっかり連携して取り組むべきという指導がありました。今、学校業務の支援システムという学校の先生方の事務的な部分を、軽減するためのシステムを県下の小中学校全校に同時に入れてはどうかということで、市町村教育委員会に投げかけを行っているところです。同時に入れることによって、教員がどの学校に異動しても同じ作業でやっていける、あるいは 1 回入れたデータが小学校から中学校に持ち上がっていける、そうしたことで、導入当初は一時的にかなり手間が増えるかもしれませんが、一度動き出すとその辺りが軽減になるのではないかとということで、今働きかけを行っているところです。全体が一度に入らないと金銭的なメリットもないですし、データの関係性などの部分もありますので、とにかく全市町村に手を挙げて頂くべく、働きかけを行っているところです。また、併せて少し県立学校で備品管理に不備があったということで、新聞でも取り上げられており、今後このようなことのないように対応して参りたいと思っております。

1 7 日には、教育審議会の生涯学習分科会の答申をいただいたところです。これは後程、報告事項で詳しく報告いたします。

昨日は、県の小中学校校長会との合同意見交換会を行いました。採用試験制度ですとか、教職員の評価育成制度について、現行のやり方を変えていく必要があるのではないかという提言ですとか、教職員の多忙な状況の解消に向けた取組みについて、意見交換を行ったところです。

次に議案についてですが、本日は4件出させていただいています。議案第1号及び第2号は、公立学校教職員の懲戒処分について審議を行っていただこうというもの、議案第3号は、平成27年度末の公立学校教職員人事方針に関するもので、この人事異動方針及び取扱要領についてお諮りするものです。議案第4号については、鳥取県文化財保護審議会への諮問ということで、新たに無形文化財の革工芸の保持者として米子市の本池秀夫氏の認定、そして記録作成の措置を講ずべき無形の文化財というものがあるんですけども、それに境港市の「おこない」という行事を選択することについて文化財保護審議会の意見を聞くために、諮問を行おうとするものです。以上です。

### 3 議 事

#### (1) 議案

○中島委員長

それでは、議案に移ります。第1号議案と第2号議案は、人事に関する案件ですので、非公開としたいですが、よろしいでしょうか。

(一同賛成の声)

それでは、非公開とします。関係課長以外の方は退室をお願いします。

【非公開】

議案第1号 公立学校教職員の懲戒処分について

【非公開】

議案第2号 公立学校教職員の懲戒処分について

議案第3号 平成27年度末公立学校教職員人事異動方針について

○中島委員長

では、議案第3号について説明をお願いします。

○御船高等学校課長

議案第3号、平成27年度末公立学校教職員人事異動方針について、議決をお願いしたいと思います。人事異動方針ですけれども、これは昨年と同じ内容になっており、1番目は採用について、2番目は管理職についてです。昨年度、管理職の項目に女性の登用に努めるという表現を追加しましたけれども、今年度もそういう形で努めていきたいと思っております。それから3番目については、地域間や学校間の格差が生じないような人事交流、あるいは校種間の交流を行うことによる適正な配置に努めるということです。4番は勤務期間に関することです。5番については様々な特別な配慮が必要である地域等の教育の充実を図るための配置にも配慮するというようにしています。県立学校の教職員の人事異動にあたっては、校長の意見具申もありますし、市町村立小・中・特別支援学校の教職員の人事異

動にあたって、市町村教育委員会の内申を尊重して行うということを明記しております。これは昨年度と同じです。

県立学校人事異動取扱要領については、6頁の新旧対照表でご説明します。26年度末と27年度末で、変えているところを中心に御説明いたします。主幹教諭の人事というところで表現を変えていますけれども、学校の組織運営体制強化の観点から全県的な配置を推進するということを表しています。(3)については、新たに学校看護師の設置ということに関する改正です。それから3番の教員の採用についての(1)ですけれども、昨年度までは健康等を総合的に判定して、としておりましたが、これを削除しました。これは、この2月に鳥取県人事委員会通知で、採用手続の必要書類としての健康診断書の添付というものが廃止されまして、教育委員会でも同じような取扱ということにしたため、採用前に医師の健康診断を求めないということにしましたので、ここの健康という文言を削除したものです。以上が県立学校の人事に関する取扱要領でした。

○小林小中学校課長

小中学校課ですけれども、6頁を見ていただきますと、下線を引いている部分は表現の仕方を少し改めたということで、内容的に大きく変更したものではありません。後は先程ありましたように健康の観点という部分を削除しています。簡単ですけれども、以上です。

○中島委員長

健康ということであると、主幹教諭のところでは健康というのが残っていますが、これはいいのですか？

○御船高等学校課長

主幹教諭は今いる教員の話ですので、残しています。この3番につきましては新規に採用する職員の採用前に雇入時検診というものがなくなるんですけれども、今までは採用前に健康診断書を取っていましたが、それをやめようという話になって、雇用してから5月ごろに行う定期検診で、それを雇入れ時検診とするというところに対応するようにしておりますので、採用前に健康診断を取るということはやめるということです。

○中島委員長

採用後はいいんですか。

○御船高等学校課長

はい。採用後はむしろ健康管理というのは必要ですので、健康診断をしてもらっています。

○松本委員

定年退職というのは、誕生日じゃなくて誕生日過ぎても3月31日までは大丈夫ということですか？

○御船高等学校課長

はい、そのとおりです。

○中島委員長

異動方針で、短期間の異動は努めて避けるということですが、短期間とは大体イメージとしてどれぐらいですか？

○御船高等学校課長

考え方は3年未満という程度。明確なことは書いていませんが、基本的に管理職についても、同一校に3年以上在籍させるとか、逆に新規採用についても3年以上、同一校に勤務したものは異動の対象とするというように、3年というのは一つの目安です。

○中島委員長

3年以上、7年以下ぐらいで、異動の射程に入るといった感じですね。

○御船高等学校課長

県立学校については、3年から7年までで、おっしゃるとおりです。

○小林小中学校課長

小中学校も、基本的に同じ考えですけれど、3年から7年までは異動対象にならないことはないです。それ以上に長い7年以上の方とか、あるいは8年目に入っている方を最初に動かすという前提です。

○若原委員

退職の促進ということですけどねえ。退職を促すとありますが、誰が実際促すんですか？校長先生ですか。パワハラにならないように、慎重にしないとイケないですね。実際には誰の仕事になるのですか？

○松本委員

この「促進」という言葉は入れなければならないのでしょうか？

○中島委員長

でも、これはわざわざ入れたのではないんですか？

○松本委員

入れなくても暗黙の了解で、困った方が居たらちょっと相談して、という具合にしては。退職勧奨もあまり行き過ぎると、圧力だ、とか言われますから。

○御船高等学校課長

入れないと出来ないわけではないですね。

○山本教育長

後進に道を譲るという意味での早期退職の優遇制度はあります。特に県立学校は今採用がほとんど無い状況ですから。

○若原委員

自主退職を募る場合だったらいいけど、促すというのは。

○小椋教育次長

ここに書いてあるから、勧めることができる、というケースもあるんじゃないかと。直接勧めてもらう校長先生にとって、何らかの後ろ盾が欲しいときですとか。ただ、言葉はちょっと考えた方がよろしいですね。表現がちょっと…

○松本委員

「促進」というのはおかしいですね。「その他」というのはどうでしょうか？

○松本委員

定年退職等として、あとは1・2と番号を付けないで「退職するものとする」とか「また、心身の状況を勘案して退職を促す」で良いのではないのでしょうか？

○田中次長

アの中にイの要素を少し滲み込ませるという方向で。やはりそこは高校特有のところがありますし、5頁の方は、市町村立学校の場合は少子化による学級数の減少があつてアの部分の方の表現しかありませんが、高校は再編等の切実な問題があるということで、ある時期からこのような文言を加えられたのだと思います。

○御船高等学校課長

「生徒数の減少に対応するため」という理由で、促進であれ、奨励であれ退職というのは、やはり無いだろうと思います。具体的には年度末に向けて「退職希望はありますか」とは聞きますけれども、このことを理由に「退職されませんか」というのはあり得ない。極端に高校再編が起こって定員がすぐ減って過員になることは想像されますけれど、今のところきちんと定数管理をしており、そのような事態は生じませんので、退職を促すこと自体については削除させていただくことを原案にしたいと思います。書き方も「6 退職について」とし、条件を(1)(2)に示したということにし、それを小・中・高・特別支援の各取扱要領に反映させるという形にさせていただきたいと思います。

○中島委員長

では、3号については、この修正案で決定としたいと思います。

#### 議案第4号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中島委員長

では、第4号をお願いします。

○木本文化財課長

議案第4号、鳥取県文化財保護審議会への諮問についてお願いします。文化財の県指定及び選択に当たりまして、条例の規定により、鳥取県文化財保護審議会の意見を求めようとするものでございます。今回2件お願い致します。まず1件目ですが、無形文化財として革工芸を指定し、その保持者として米子市にお住まいの本池秀夫氏を認定しようとするものです。革は武具や器など広く利用されておりまして、古くは古墳時代の甲冑に用いられているものが残るなど、日本における革工芸は少なくとも1500年以上の歴史を持つものでございます。革工芸には生革を叩いて整形したものに乾燥した後、漆を塗って仕上げた漆皮（しっぴ）という技法や、染料などで色や文様を染めつけた染革といった技法があります。今回保持者として認定しようとする本池秀夫氏は独学で革の技術を学ばれ、バッグや靴、アクセサリを制作して販売する傍ら、イタリアの骨董店で見られた磁器人形から強い影響を受けられまして、革による人形制作を始められています。木型を作りまして、それに革を巻き付けて上から創作を施すということをされたりとか、制作道具なども歯医者さんが使われるような道具が使われたり、ご自身で道具を作られるなど、技法や制作道具にも工夫をこらしておられます。下に写真を載せておりますけれども、人形は人間と全く同じように肌着から上着までを革の衣類を身に付けています。背広を着ている場合、通常であればワイシャツの見えるところだけを染糸しているような、そういったものもあるんですけれども、本池さんの場合は身頃（みごろ）を含めてすべて革で作ったものを着ております。

また、人形の周囲に置かれている家具なども含めてすべて革で作られまして、革の質感を大切にし、細部にこだわりながらリアリズムを追求しておられる鳥取県を代表する革工芸作家です。

続いて、2件目です。今後消滅してしまう可能性がある貴重な民俗文化財などを記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として、指定選択をして記録を残していきましょうという制度を持っております。これに境港市に残っている「おこない」を選択しようとするものです。「おこない」は一般的には農事祈願の祭祀でして、近畿地方に多く見られる民俗行事です。鳥取県内では境港市の複数の地域で以前は行われていましたが、現在行われているのは竹内町だけとなっています。竹内町では江戸時代中期ごろに土地開拓の中心となった15軒の家を講元と位置付け、それはグループのリーダーとなる家ですが、その講元を中心に薬師如来をお祀りする薬師講を結成しまして、それが輪番で祭祀を執り行っておられます。行事の流れとしましては、正月の5日に大きな鏡餅を作りまして、それを講元の家のお仏壇に供えた後に、お寺で盛大な式典を挙げて国家安泰・町内安全を願うというようない行事です。供物の写真を付けておりますが、行事に用います墨書をした供物であるお餅が、非常に特徴的です。このお餅はお祭の後には割って皆で分けて食べるということで、この墨の付いているところが幸運を運ぶというふうに言われており、この墨の付いたところをなるべく多く出すように、大きな字を書くようにするのが大事なことだそうです。文久2年に書かれた古文書には輪番の仕組みなどが書かれておりまして、江戸時代には既に行われていたことが文書で確認できる貴重な無形民俗文化財です。既に鳥取県内では竹内町でしか実証されておりませんので、行事が途絶えてしまう可能性があるということから、記録に残しておく文化財に選定しようとするものです。また瀬崎町や福定町など既に行事を行っていない地区もありますが、これらの地区の行事についても、お年寄からどういってお祭をしていたかというようなことを聞き取ったり、文書などの調査を行うなど、また比較できる島根県内にある類似行事を含めて記録作成等の措置を講じるべきと考えているところです。ご審議の方をよろしくお願いします。

○坂本委員

革工芸の作品はどこに行ったら見られるんでしょうか。



○木本文化財課長

米子市大篠津に「アトリエ MOTO」というアトリエを持っておられて、そこは主に靴とかバッグとか息子さんを中心に販売する物は作っておられるんですけども、お店の中に人形のものもございまして、2階にアトリエがあって、そちらではこの人形が見られます。

○田中次長

私も10数年前に別の仕事で、そのアトリエに行ったことがあるのですが、3メートルぐらいのキリンとか象とか大動物を作るという方向を中心にやっておられた時期があったのですが、実に質感もリアリティーがあってすごいなあ。

○坂本委員

もう一つ、こちらの民俗文化財の後継者はちゃんと居るのですか？

○木本文化財課長

地域でしておられますので、竹内町ではきちっと地域の行事として残っております。

○坂本委員

いろんなところで民俗文化財って残っているのですが、後継者不足でどこも悩むので、しっかりお願いします。

○中島委員長

1番の革工芸の方、こういう伝統技術、いわゆる伝統工芸とは違う流れのものなのかと思うんですけど、こういうものが出てくることは私はおもしろいと思うし、この方の作品もおもしろいと思います。ただ、そもそも無形文化財という趣旨になじむものかということがちょっと頭の中で整理し切れないんですけども、技術としては素晴らしいですね。ただ、鳥取県在来のものではないということですよ。

○木本文化財課長

在来のものといいますか、芸術的に価値の高いものということですけども、もともと革工芸については、国で以前、無形重要文化財に指定されておられた方がいらっしゃったりはしております。そういった方は漆革の箱を作られたりとかということですけども、そういったできあがりのものとしては従来のものとは少し違っているとは思いますが。ただ、今回は作品そのものを認定しようとするわけではなくて、古くから伝わっている革工芸の造形を作る技術を用いて、本池さんの場合はたまたま作品としては人形を選ばれているということで、技術としては古くから日本が受け継いできた技術を使っておられるということで、この度認定したいということです。

○中島委員長

古くからなのですね。私は、割とヨーロッパの革に関する技法なんかを大きく参照されながらやっていたのかなという印象だったんですけども、必ずしもそうじゃないということですか。

○木本文化財課長

そうですね。漆を使われたりとか、古くは箱であったり、甲冑を作る技術といったものを独学で学びながら、という形にはなりますが、引き継いでいらっしゃいます。

○中島委員長

幾つか越境的というか、伝統的な技法を参照されている部分と、活動状況としては商業的な部分と、もう一つは芸術的な部分に、いろんなどころに重心があるのかなと思っていて、それで技術的には私はおもしろいと思うんですけど、出来上がったものにオリジナリティーという意味ではそんなにあるわけではないのかなという点でいうと、芸術的ということではないのかなと思い、伝統ということで今お聞きして、鳥取県ということではないかもしれないけれども、日本でという意味での伝統性はあるということで、商業的な活動もしていらっしゃるのですか。

○木本文化財課長

商業的な活動は既に息子さんの方にほぼ譲っておられますので、ご自身が靴を作ったりバッグを作ったりはされてはいないようです。

○中島委員長

今まで私の知る限りでは、こういう流れのものが出てきたものというのは初めてだと思うんですけど、それ自体は、これが上がってくる過程の中では問題にはならなかったのですか。

○木本文化財課長

審議会の委員さんも既に見ていただいております、良いということで今回あげさせていただいております。また、珍しいというところでは、珍しいと思います。先程言いましたように、国の工芸の方というのは、以前いらっしゃった人ですけども、今はもうお亡くなりになって、今の認定者はいらっしゃいませんし、他県でもこの革工芸の分野で、県指定の無形文化財保持者の方を認定している例は調べた限りではいらっしゃらないようです。

○中島委員長

分かりました。そういう考え方の整理ができているのであれば、むしろ誇らしいとさえ思いますので。今まではいかにも伝統みたいなものの方が多かったと思うんですけど、こういうタイプのものが出てくるとすると、もっといろんな無形文化財の候補者も出てきうるのかなあという気もします。

○木本文化財課長

あとは掘り起しのところで、どういうふうにひろっていくか、情報を知る方が大事で、審議会の先生ともご相談をしながらどう開拓をしていくかということだと思っておりますけれども、なかなかそこから辺りが難しいところです。

○中島委員長

それでは、第4号議案についても原案通り決定を致します。

(2) 報告事項

○中島委員長

では、報告事項ですが、アからクについて説明をお願いします。その後まとめて質問等に移りたいと思います。

報告事項ア 平成27年度第3回・第4回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について

○足立特別支援教育課長

では、報告事項アについて説明致します。平成27年度第3回第4回特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について、報告します。7月から特別支援学校の医療的ケアの実施体制の整備充実に向けた検討を行ってきたところですが、この間10月と11月に第3回、第4回の運営協議会を開催しましたので、その概要についてご報告をさせていただきます。大きく5点について、医療的ケアの体制について議論を進めて参りました。

まず、協議内容の一つ目として常勤看護師の配置についてです。常勤看護師の役割について4頁に参考資料1として挙げていますけれども、常勤看護師と養護教諭の業務整理の一例を示し、実施体制についての意見を求めたところです。主な意見として挙げておりますが、特に養護教諭の業務には医療的ケアに関する内容もあるので、これについて常勤看護師と共同して職務を行うことが望ましいといったご意見もありました。今回委員会の中で提示した参考資料1の部分については、最終形として常勤看護師に担っていただきたい業務ということでまとめているので、実際の運用に当たっては養護教諭と連携し、各校でのそれぞれの取組、蓄積を生かした運営を行うということで、議論を終えたところです。

また、教育支援チームの派遣について参考資料2にまとめておりますが、特に派遣目的ということで、医療的ケアが必要な幼児・児童生徒の教育形態（訪問あるいは通学）の選択などの決定に対し、学校長に対して助言を行うということを明確化し、ご意見をいただきました。教育支援チームの派遣について、派遣メンバーは、医師、看護師、退職校長などの有識者ということにしておりますが、退職校長は教育と医療的ケアに詳しい人材が要るのではないかとということ、また、訪問教育が本人と保護者にとってより良いものになるような、そういった訪問教育の充実についても進めていくべきだ、とのご意見もいただいたところです。方向性として、こうした訪問教育の充実についても取組を進めながら、支援チーム、学校において適切な学びの場の検討が必要な場合に支援チームを派遣する形で、メンバーを組織したいと考えております。

3点目として、「ヒヤリ・ハット」の定義についてです。ヒヤリ・ハットについては、事象レベル0から1、子どもに影響がなかったものをヒヤリ・ハットとし、事象レベル2から5、子どもに影響があったものをアクシデントとして整理するという案で、委員の意見を求めました。これに対しては、委員の方から、レベルに応じた内容の例示があった方がいいというご意見や、あるいは、ヒヤリ・ハットは気づきが重要になってくるので、組織でリスクマネジメントができるとともに、PDCAサイクルが機能する組織体制づくりであるとか、教職員の意識を高める研修が重要になってくるといったご意見もいただきました。こうした意見も含めて、これまでの事例の中から、それぞれのレベルに応じた事例を作成しまして、担当者会の中で内容を確認し、実施したいと考えております。併せて教職員に対する研修の充実も図りたいと考えているところです。

4点目として、医療的ケアの実施要項の改正についてです。医療的ケアの指示の手順を明確化するという観点の中で議論を進めて参りました。事務局からの提案としては、今回、これまでの保護者が医療的ケアの申請と主治医の意見書を学校に提出し、これに基づいて学校医が指示書を作成し、

医療的ケアを実施するという流れを変更し、一番子どもの状態がよく分かっている主治医が指示書を作成し、学校医がそれを学校の中で行うのに適切かどうかといった判断をして確認をするというものに変更して提案しました。併せて指示書の様式を見直して、少し医療的ケアの内容を細かく記載できるような様式に変更したところです。意見として、もう少し児童生徒の状態の全体像が分かるようなスペースがほしいといったことですか、特に県の教育における医療的ケアの実施意義を少し要項に明記した方がいいといったこともご意見としていただいたところです。今後については、今回いただいた意見も踏まえて、主治医による指示書の作成について進めるということで、医師会とも議論を始めたいと思っています。また、指示書の様式については、具体的に学校でそれに基づいてケアを実施するということになりますので、様式の中身については、もう少し養護教諭・看護師の意見を聞いて、最終案を作成したいと思っています。また、必要に応じて学校が保護者と連携して主治医を訪問することが必要だと考えておりますので、学校の状況を共通理解しながら、保護者あるいは主治医にも理解していただきながら、指示書を書いてもらうようにする流れを作っていきたいと思っています。

5点目として、「新たな学びの場として」ということで、参考資料を11頁に記載しております。これまで学校に通学する、あるいは学校から家庭に訪問して教育をする、あるいは病院内の院内学級の中で教育を受けるというような三つの考え方があったわけですが、特に昨今医療的処置の依存度や医療的密度の高い子どもたちが地域の中にたくさん出てきていますので、そういった子どもの教育を受ける場として、一つは病院内に、例えば通学をして教育を受けるというような場の設定はどうだろうかといったような少し具体的な例示を出しまして、意見を求めたところです。これに対しては、本当に病院内で教育の場としての機能が発揮できるのか、まだもう少し継続した議論が必要であるといったこと、あるいは病院内であっても、医師が常時対応できるとは限らないので、医療資源的なところも必要になってくるのではないかと、また居住地で実施されている介護事業との連携も検討できるのではないかとといったご意見もいただいたところです。これはまだまだ議論が必要だと思いますので、今後在宅の児童生徒の卒後を見据えた生活の充実も含めて引き続き検討していくこととしたところです。

そのほか、委員の意見の中で、医療的ケアに関わるものとして出されたものを(6)に挙げております。保護者に学校で行う医療と、病院、特に入院中の看護とは違うということを理解してもらいながら、学校の医療的ケアを実施していくことが重要であるといったこと、あるいは教職員との教育を支える看護師との共同体制を更に充実させていく必要があるといったご意見もいただいたところです。こういったことも含めながら、医療的ケアの体制の充実に努めていきたいと考えているところです。

なお第4回目については、運営協議会の開催前に鳥取養護学校の視察にも行っていただきました。5項目について校長から現時点での改善状況について説明があったところですが、こうした意見、改善状況あるいは、実際のケアの様子を見て頂く中で、委員の感想としては、手順書が細かく作成されており、医療的ケアも大変良くできている、非常に衛生的で広い環境で医療的ケアが実施されている、教員・看護師も丁寧に児童生徒の医療的ケアを行っているという感想もいただいたところでございます。

今年度はこの4回で運営協議会は終了することにしておりますが、ここに出された意見をもとに実施要項の改正、教育支援チームの派遣メンバーの選定といった作業を今後行っていきたいと考えております。アについては以上です。

## 報告事項イ 平成27年度第2回特別支援学校運動・スポーツ推進協議会の概要について

### ○足立特別支援教育課長

報告事項イの第2回特別支援学校運動・スポーツ推進協議会の開催概要についてご報告いたします。この運動・スポーツ推進協議会については、4月に第1回目を開催しまして、各部・各課及び関係団体を取組の方向性とか、施策の実施状況等の情報を共有したところです。今回特にここに挙げております、学校施設を活用した社会体育の実施についてということで、議論をしたところです。特に特別支援学校は通常の学校に比べて、学校の開放率が全国的に低いという状況もありますので、そういったところを踏まえて、学校の施設の開放であるとか、社会体育の充実について、意見交換を致しました。特に学校施設の開放に関しては、通い慣れた特別支援学校のグラウンドあるいは体育館を活用することで、在校生は当然ですけれども、卒業生も参加しやすい環境になるのではないかとといったこと、あるいは現在開放していない学校についても、やはりトイレとか入り口の施設面での問題が解消されれば、開放したいという学校側の意見もあったところです。また、指導者については、休日に在校生や卒業生が参加できるような活動を実施している学校もあるけれども、指導者の問題や資金面での問題もあるといったことや、障がい者のスポーツ指導員は増えてきているけれども、働いている人が多くて、参加していただくのに難しい現状があるといったご意見もありました。また、社会体育の充実に関しては地域の総合型スポーツクラブがそれぞれ設置をされてきていますけれども、なかなか障がい者の利用が進んでいないといったことがあり、今後そういった観点でも充実が必要であるということや、卒業生や在校生が社会体育に参加するためにはもっと福祉と連携して、障がい理解を進めていく必要があるといったようなご意見も頂いたところです。こういった経緯を踏まえ、関係課で連携して次年度の取組みを検証していくこととしました。また、情報交換の中では、関係機関あるいは学校の取組の中間報告を行いました。特にスポーツ大会への参加ですとか、競技者や環境整備の面といったことで情報交換を行ったところです。次回は3月に今年度の取組みの総括あるいは来年度の事業や行事についての意見交換を行いたいと思っておりますが、来年度の予算に向けて、学校施設を活用した社会体育の実施といった部分に関して、私どもの方でも特別支援学校の体育施設を拠点として、地域のスポーツリーダーの方にも参画をいただいて、卒業生や在校生が地域住民と一緒にスポーツ活動ができるような場の創出といったことも予算の中で、検討したいと考えているところです。

## 報告事項ウ 鳥取県教育センター教職員研修等実施協議会（第2回）の概要について

### ○大西教育センター所長

報告事項ウ、鳥取県教育センター教職員研修等実施協議会について報告いたします。本協議会は毎年定期的に、研修とセンター事業の改善のために各関係者にご意見をいただいているといった会として、特に今回、11月12日に行いました第2回の会では、次年度の事業展開に向けて、多方面の関係者から意見を伺ったところです。委員の方も10名いらっしゃいますが、公務等でご欠席の際にはご説明して、意見聴取を事前に実施したところです。今回は特に実施状況とか、中間期のアンケート等を踏まえて、ご意見ご提言をいただいたところですけれども、特に教員の、小学校を中心とした大量退職・採用といった状況を踏まえての構成バランスとか、多様な教育課題の対応とか、改革の動きを背景としまして、特に若手リーダーの育成について、それから教育課題の対応について、沢山のご意見をいただいたところです。少しかいつまんで申し上げますと、まず若手教員の育成というところについては、学校現場においても重要課題ですので、研修においても重視すべき課題であるということと意見をいただいております。年度当初から、来年度は3年目研修というものを新設しますというこ

とを言っていました。ここでどんな力を身につけていくかということについて、色々ご意見をいただいたところ。異動の観点からいきますと、次の配置校も見えてくる場所ですので、そこでも活躍できる力をつけておくことが必要であるとか、特に育てたい資質・能力としては授業力とか学級経営の力とか、組織としてその中で動きが出来る力、そういったような力が求められるとか、基本的な内容に加えて、更にこれからの学校教育を考えると、1時間の授業だけではなくて、単元での授業を構想する力とか、子どもの力を見取る力、あるいは学級経営といった面でも、インクルーシブでありますとか、特別支援教育の視点からの力が求められるもので、これは3年間といわず、教員としてどういった力を身につけていくのかという資質の部分の共有といったことが大切であるということも指摘されました。また、自らもステップアップしていくということで、基本研修という経年研修をやりますが、職務とか専門研修、それから希望研修の辺りでもステップアップの仕組みが一層大切で、自ら求めて研修していくようなシステムが大事であるということです。今、若手を採用後だけではなくて、採用前、講師研修なども含めた人材育成ということも大事で、そのためにも大学等との連携とか、学校現場でのOJTといったことの促進も重要である、といったご意見もいただきました。

教育課題の対応ということに関しては色々あるわけですが、特にICT関係におきますと、どういった力を子どもたちに共通して付けていくということが必要なのか、教育センターに求められる機能として学校教育支援、講師や指導主事の派遣ということもあるけれども、優れた実践を紹介するといった情報発信等も一層大切になるということでご意見をいただきました。最後に学力向上等いろいろな教育課題がある中で、課題克服のヒントですとか、そういったことを示すようなシンクタンクとしての役割という体制づくりも求めたいという意見をいただいたところ。教育センターへの期待を込めたご意見をいただいたので、平成28年度あるいはそれ以降の研修、あるいは事業の構想に向けて具体的に検討を進めていきたいと思っております。以上です。

#### 報告事項エ 平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について

##### ○御船高等学校課長

報告事項エ、平成28年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について報告いたします。概要、主な変更点、日程をお示ししておりますが、これは既にご報告しております。昨年度との変更点については、日程の変更と、平成28年度については、推薦入試で今までは県外指定地域以外の県外生徒は受験出来なかったんですけども、28年度から指定地域以外の県外生徒も受けられるということになりました。それに伴う変更が大きい変更です。新旧対照表をお付けしていますが、(1)の部分です。要項でいうと69頁の真ん中から下の方です。四角で5箇所囲ってありますが、ここについては県外指定地域以外の県外生徒も受験出来るということです。

それからもう一つの変更点は、そんなに大きな変更点ではありませんが、新旧対照表の(4)自己申告書ですけども、これは本人が直接厳封して直接高校に送るというようなものですが、ただの封筒ですと、今まで誤って受付の時に開けてしまうということがあったようでして、ここに「自己申告書在中」ということを明記するというような、受付事務の正確性を高めるための変更となります。あとはより分かりやすくするための表記の変更ということを若干しております。この要項につきましては、既に東・中・西部で11月当初に説明会を実施し、周知徹底を図っているところであり、ホームページでも公開をする予定にしております。以上、実施要項が出来ましたという報告です。

報告事項オ 今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方（答申）について  
○岸田社会教育課長

報告事項オ、今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方答申について、報告致します。この答申については、先般17日に県生涯学習審議会の会長から教育委員長の方に答申書を提出させていただきました。1番の経過にありますように、2月に諮問を受けて第1回審議会を開催し、合計5回審議会を開催しました。その結果、答申の概要と致しましては、2番以降に書いてありますように大きく4点となっています。

一つは、これまで生涯学習振興施策ということで、本県が取り組んで参りました施策の取組成果について検証していただきました。県民カレッジが開催されてから20年間ということで、特に「未来をひらく鳥取学」という県主催講座を中心としたカレッジの成果・課題について検証をしていただいたところです。県民カレッジについては、この20年間で入学者の累計が7800名ということで、こうした20年間の取組ということが、県民の方に広く行き渡ってきたという成果がありました。ただ、課題としては、学んだことを地域づくりに生かす仕組みの弱さですとか、生涯学習の意義というのが、行政側から県民の皆さんに上手く十分に浸透させることが不足していたのではないかという指摘をいただいたところです。どうしても生涯学習、学びということになりますと、すぐ思い出すのが市町村公民館での学習や市町村主催のこういった生涯学習講座という形です。高齢者向けの高齢者大学ですとか、市民大学、こういったものになりますと、60歳以上対象ですとか、一般市民を対象といっても集まる方は高齢の方が中心といったような形になりますし、公民館での催し物についても、趣味・サークルの催し物ということで、それぞれの価値観によるような傾向が強くなってきました。個人の楽しみ、生きがいを中心としたものが生涯学習であるという内容が浸透してきたのではないかというところです。そういったことから、学んだことを地域づくりに生かすという本来の生涯学習のもう一つの側面がこれまで弱かった、こういう検証をしていただいたところです。

そういうことから（2）にありますように、今後本県が目指す生涯学習ということについては、学んだ成果を地域づくりに生かしていただく、そのことによって地域とつながりを持つ、そういう「学びから実践」という形での循環を作っていく、そういう生涯学習というものを県民の皆さんに浸透していく。こういう役割が求められることです。

続いて（3）、本県が目指すべき具体的施策です。（2）であったような生涯学習の姿を念頭に置きながら、どういった施策に今後本県、特に県行政として力を入れていくかということについては、大きく3点あります。市町村等、各生涯学習の推進主体に支援に力を入れていくという大項目を生かしながら、県民ニーズを反映した学習機会とその成果を生かすことができる環境づくりということで基本的には20年間続けました県民カレッジのあり方というものを、方向から見直していくという形でございます。新たな学びのツールの活用でございませうとか、ワークライフバランス等の観点を入れながら、仕組をつくっていきたいと考えております。また、そうした県内での生涯学習がうまく循環するように、そこにはきちっとした生涯学習の意義をしっかりと捉え、県民ニーズを押さえた上で、地域づくりに活かしていただく人づくりというものが大事になってきます。社会教育分野では、社会教育主事等を中心とした、そういった資格者の方の人材育成活用ということも提言をされたところです。

そして、3点目は、情報を県民に届けるための工夫ということですが、県民アンケート等を取ってみますと、県民カレッジを知っている方という人数が20年間やっておきながら、世代によってはほとんど知らないという方も多くありましたし、せっかく市町村や県が生涯学習講座を開くという情報を発信しても、うまく届いていなかったり、ニーズに合っていないなかったり、こういったアンケート結果

が出ております。きちっと県民の方に届けるための工夫というのを県の役割として提言をされたところでは。

最後に4番目で、各主体に期待する役割ということで、こうした生涯学習の推進は、県行政がいくら頑張っても、頑張っただけでは十分ではありませんで、市町村、大学、NPO、民間、そういった様々な推進主体と連携を取りながら、進めていくということが大事です。提言の中では、そうした各推進主体に期待する役割として、整理をしていただいたところでは。

答申本体を印刷したものを作っておりますが、ポイントのところだけ概要版でご説明をさせていただきます。概要版の1頁に先程説明させていただいた、これまでの本県での20年間の歩みといいますが、施策の現状と課題ということで、まずは委員の皆さんから検証を行っていただきました。大きく3点について、検証を行って頂きました。一つ目は学びの場の提供における現状と課題ということで、鳥取県では生涯学習と言えば、まず鳥取県民カレッジという平成7年度に開設した核となるものがあります。最初に説明させていただきましたように、これが20年間で累計7800名を越える入学者、登録者です。毎年この県民カレッジの主体講座である「未来をひらく鳥取学」を開催しておりますけれども、毎年そのとっとり学の方にも700名を越える申し込みがあり、東部で300名、中部で200名、西部で300名近い申し込みがあるところです。また、民間の調査等でも鳥取県は社会教育分野、またボランティア活動分野で全国上位という形を占めており、生涯学習社会の基礎づくり、基盤づくりというものについては、20年間で教育委員会だけではなく、知事部局も含めた様々な施策の成果により、県民の方に定着してきたのではないかと成果面では考えられたところでは。一方、課題としましては、施策の面だけを捉えますと、20年間の間に行政が開催する、こういった生涯学習の講座・分野に集まっていただけの方が高齢化、または参加者の固定化というものが目立つようになって参りました。しかもその目的というのが生きがいつくり、資格取得という生涯学習の狙いである一つの側面だけに注目された行動という形になり、学びの成果を生かす仕組みの弱さというのがクローズアップされたところでは。また20年前にはとっとり学を始めとして、県が開催する生涯学習講座というのが中心でしたけれども、現在では市町村、大学、NPO、様々なところがこうした資格取得、生きがい作り等の様々な講座を設けております。春・秋の一番集まりやすい時期にこうした講座が集中しており、アンケートをとってみますと、参加したい日に他の大学でも講座があった、民間にもこういった講座があった、なんとか調整出来ないかというような声があるぐらい、受講者の奪い合いが続いているというような状況です。

2点目に、情報発信の提供における現状と課題です。様々なメディア・情報誌を通じて学習情報というものを提供しているところではけれども、実際にアンケートを取ってみますと、やはり一部の固定層しか見ていただいていないということが分かって参りましたし、実際に働き盛りの世等、若者世代、こういったところではほとんど認知されていないというような状況があります。改めて県民目線でのこうした情報提供というのが課題として浮かび上がったところでは。

3点目が、社会が求める生涯学習の対応に対する現状と課題です。やはり生涯学習のこうした二つ目の側面である、学んだことをいかに周辺、自分の地域、周りに活用していくか、生かしていくか、という点での生涯学習のもう一つの狙いというのが、十分県民の皆さんに浸透させることが出来なかったという大きな反省点があります。どうしても生涯学習の講座というと、趣味または教養的な分野に県も市町村も公民館も偏ってきたようなところがあり、20年間それをきちっと検証出来なかったという大きな反省点があります。

こうした現状を踏まえ、今後10年先、20年先、本県が目指す生涯学習社会というものについては、20年間で成果を上げてきた県民一人一人の自己実現なり生きがいつくりという、これまでの生



涯学習の核となった側面は大切にしながら、なおかつ学習の成果を地域づくりに活かしていただく、学んだことにより地域とつながりを持っていただく、こうした新たな生涯学習の側面についても、きちんと生涯学習の意義として、県民の皆さんに浸透していく、そういう役割を持たせていきたいと考えています。そうした生涯学習を通じて目指す姿として、学びから行動へ、行動から学びへの循環というものをしっかりと付けていく姿というものを作り出していきたいと考えているところです。

そうした姿を描きながら3番では、施策の方向性として、最初にご説明させて頂きましたような県行政の役割というものを明記させていただいたところです。大きく三つの柱でもって、これからの県の役割というものを明記させていただき、これに従って施策の方もつながりを付けて参りたいと考えています。

概要の次にかわら版で3枚資料を付けさせていただいております。それぞれ1枚目が今後の鳥取県の生涯学習ということで、この答申に沿ったかたちでの生涯学習を通して目指す姿、それを達成するために推進をする姿というもので、まとめさせていただいております。また2枚目は魅力ある鳥取県を作っていくために、ということで、これまでの学び・生涯学習と一人一人の生きがいがづくりの関係から、これからは学びを通じて生きがいがづくり、自己実現だけではなくて、地域課題の気付き、意識の変化ということも含めて学びであるという意識を持っていただき、学びと地域活動、社会活動参加へのつながりを付けていただく。また、学びが学びで終わるのではなく、それを地域に活かしていただく。これを含めて生涯学習の範疇として捉えて、様々な施策を打っていききたいと考えているところです。一言で「行動から学び、学びから行動へ」と、行動から学びの循環を作るという形ですけれども、なかなかこれは難しいところもあります。20年間ここが出来なかったというのは、何だか理念は分かるけれども、実際に具体的な施策として結びつかなかったというところがあります。そこを今後どうしていくかというのが大きな課題ですけれども、既に本県では社会教育分野の指標でもございましたように、ボランティア活動ですとか、高齢者のボランティア参加率が全国トップレベルです。こうした素地をきちんと活かしていただきながら、学びとそういったボランティア活動、NPO参加、そういったものをうまくつなげていくところに、今後関係部局とも連携をとりながら仕組作りを図って参りたいと考えているところです。

#### 報告事項カ 鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者の選定について

##### ○岸田社会教育課長

報告事項カ、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者選定についてご報告致します。両施設の、本県での青少年社会教育施設については、これまでの県直営の運営体制から、一部指定管理者制度を導入するという事で、議会でも議決を得まして、具体的な指定管理候補者の選定に入らせていただいたところです。去る10月20日にこの指定管理候補者の審査委員会を開催し、この審査結果を踏まえて、船上山少年自然の家については、応募4団体の中から1社、TKSS 富士総合警備保障企業体による指定管理をお願いしたいと考えております。大山青年の家については、応募団体3団体の中から選考し、公益財団法人鳥取県教育文化財団に管理をお願いしたいと考えているところです。これは改めて11月定例県議会で、指定管理候補者の選定について付議する予定にしているところです。2番に審査委員会の審査結果の概要を付けております。まず、船上山少年自然の家です。これについては2頁の下に「応募者」と書いてあるとおり、合計4社から応募がありました。その中から1番のTKSS 富士総合警備保障共同企業体が選定されたところです。選定の理由で

すけれども、この TKSS そして富士総合警備保障とも指定管理施設に関する運営実績、ノウハウというのが十分ということ、そして利用者の安全確保や非常時の関連企業の協力体制については、提案書の中できめ細かく、応募者の中から1番整理がされた提案がなされたところです。こういうことから、管理上の対応能力等が具体的かつ明確に提案され、十分理解出来る内容であると判断されたところです。また利用者ニーズの把握・取組みについても、具体的な提案があるとともに、サービス向上のための取組みについても、具体的な提案をされて、この内容から見ますと、現在の県職員の指導員との連携ということが十分期待出来る内容であると判断されたところです。組織体制につきましても、現在配置されています非常勤職員等、現状の説明状況を十分理解され、堅実な計画としていくということが見てとれたところですし、これまで船上山少年自然の家が取り組んで参りました経営方針をしっかり理解され、その結果引き続き安定した運営が行えると判断されたところです。評定の合計点については、実はもう一つの鳥取県教育文化財団と同点でしたけれども、指定管理者の管理運営の実績、ノウハウ等これが十分活かせるのではないかと、また民間事業者としてのネットワークを活用した、魅力ある施設づくりに期待が持てるんじゃないかということで、この共同企業体の方については、船上山少年自然の家の管理候補者として選定されたところです。審査委員会の方は、書いてあります5人の委員の皆さんに審査に入ってくださいました。7番の審査結果ですが、選定基準については、大きく四つの条例に基づいた選定基準を定めまして、細かい審査項目を設け、さらに配点基準を定めて、審査に臨んでいただきました。その結果、4社の選定基準ごとの配点・合計点を並べてみますと、最高点だった TKSS 富士総合警備保障共同企業体が64.2点ということで選ばせていただきました。審査項目についてはそれぞれ、選定基準1から選定基準4までの範囲での選定分析をしていただき、それぞれの項目ごとに、特にB団体、それからD団体が高い評価を受けていた、といったところです。特にB団体、TKSS 富士総合警備保障共同企業体につきましては、審査基準1が一番高く、また選定基準3についても評価が高い、というところでした。7番の方に候補者の方の事業計画の概要を記載しております。TKSS 富士総合警備保障と他の市町村、他県での指定管理業務の実績が多数あります。こうしたことから、こうした県営施設又は指定管理施設における管理体制、安全管理面での管理体制というのはかなり実績ノウハウがあります。7番の(1)にありますように、特に事故方針、緊急時の対応という自然体験活動施設としては最も気を付けなければならないところについては、きめ細かい計画書を提出していただきました。また、非常時にはこうした民間の力を活用した自社のグループ企業の支援を得るという応援体制についても、計画に明記され、高い組織力・行動力を発揮出来る仕組みというものを提案していただいたところです。また、次の頁ですけれども、(2)の利用者の要望把握、サービス向上に対する取組みについても、民間企業ならではの計画というものを提案していただきました。サービス向上のための組織づくりについては、研修計画を細かく提案され、県職員と民間職員と一体となった研修計画も提案なされたところですし、②にありますサービス向上の手法として、利用者とのコミュニケーションスペースの設置ですとか、オープンギャラリーサービスの実施など新たな提案というのものも、他の団体にはない提案として明記をされたところです。こうしたことから、民間ならではのアイデア・ノウハウ、自社グループの応援体制等から、船上山少年自然の家の管理候補者として適当ではないかということで選ばせていただいたところです。

次に、大山青年の家です。これについても審査委員会に、同じように選定審査に入ってくださいました。その結果、1番に書いてありますように、公益財団法人鳥取県教育文化財団が最高点をあげられ、妥当ではないかということで選定いただいたところです。なお、船上山少年自然の家のところでも触れましたように、この教育文化財団得点と TKSS の評価点は同点でした。4番の選定理由にありますように、公益財団法人鳥取県教育文化財団の選定理由については、実は、県直営になる以前(平成

18年以前)は、この財団法人の方が管理委託をされておりました。そういったことから県直営管理となるまではこの財団の方が施設の管理・受託をしており、施設・設備の概要については十分他団体よりも熟知しているところです。また、現在の職員体制(6名)を熟知しているとか、そういった内容を踏まえた計画書というものを提出していただきました。その結果、事故防止対策ですとか、修理・保全計画、また県の指導員と連携した利用促進策など、具体的にこの施設をよく知っているからその提案というものがなされたものです。なお、現在勤務している職員の継続雇用についても十分配慮した提案がなされるなど、安定した運営体制が十分期待出来るということから、選定をさせていただいたところです。大山については、船上山より1社少ない3社から応募があったところです。選定結果の内容については、船上山少年自然の家と同じ内容でございますので割愛させていただきます。8番に指定管理候補者の事業計画の概要ということで、まとめをしているところです。先程の船上山と同じ項目でさせて頂き、どちらも甲乙付けがたい評価内容です。とくに教育文化財団については、事故等の防止対策、緊急時の対応については、平成18年度以前まで管理していたということから、こういった事故が想定されるとか、緊急時はこういったような事態でどういう動きをすればいいのかというのを、十分理解された団体ですので、そこを理解した計画というものが出されております。また、利用者の要望把握やサービス向上についても、堅実な対応が提案されたものです。また、最後の9頁ですけれども、特に財団の方からは、県との連携方法、事業の実施協力ということで、県の指導部門がそのままこれまでと同様、指定管理以降も県職員が指導部門を担っていくわけですけれども、そことの連携策という形についても、しっかりと計画の中で提案がなされたところです。こうしたことから、この財団の方を選定候補者として選ばせていただいたところです。なお、大山青年の家、船上山少年自然の家とも、今回の指定管理の応募にあたっては、施設全般ではなく、指導部門を除いた特に庶務部門(管理部門)というところでしたので、各社とも大きな違いというものには出ておりませんでした。指導部門をはずしたところでの提案ということで、各社ともなかなか自分のところのノウハウを十分活かしきった形というものがなく、特に管理、事故防止、県職員との連携という限られた範囲での提案ということで、どうしても項目が少ないというところから、似たような提案書が出てきたところです。中でもこの2社については、県職員との提案内容、また事故防止のための具体的な提案が際だって高かったということから高得点となったところです。高得点となり、2社同点となったところでして、この2社同点というのは、これまで鳥取県がこういう指定管理者制度を導入して以降、ケースとしては初めてということでした。同点となった場合にどのように決めていくかという手順については具体的なものは定まっていません。これは指定管理の主管課にも確認しましたが、それは審査委員会の中で決めていただくというのが基本ですので、同点になってそれをどちらかに1本化するのか、それとも別々に管理をお願いするのかということについて決める必要がありました。ただ、今回の指定管理者制度は全部管理委託ではなくて、部分管理委託という本県では初めてのケースでしたので、まずは、こういったような手法でやればうまくいくのか、その辺りを十分見極めていく必要があるだろうということから、1社に統一するのではなくて、2社それぞれに各施設に入っただき、3年間の間に競争原理を発揮していただき、いいところを伸ばしていただき、そういう評価をしていこうということから、それぞれに分けて入っただこうという形で審議されました。実際にどちらの方をどちらの施設に配置するかということですが、まず大山の方ですが、大山の方は、現在3万5千人を突破して、この10年間毎年利用者が伸びている状況ですので、この安定した状況をしっかり引き継いでいただくということから、平成18年度以前まで管理していた財団との連携というのが望ましいのではないかとご意見です。また、船上山の方については、従来は大山を上回る利用者でしたけれども、この10年くらいは、2万人または2万5千人の間ということで、

大山とは1万人近い利用者の格差があります。どうしても冬の間の利用というのが大山より極端に落ちてしまうことから、ここでの力を発揮していただきたいということで、民間の方のアイデア・ノウハウ、民間事業者の方のネットワークを活かしていただき、利用者数の拡大に臨んでいただく。そういうところでの県との連携がいいのではないかとということで、民間事業者には船上山の方に指定管理候補者として選定したというのが、審議会の中で行われた議論であります。その結果を受けて、私ども担当課としても、その方が望ましいのではないかと判断をさせていただき、同点ではありますけれども、1社に絞るのではなくて、2社にそれぞれの力を発揮していただき、その評価を3年かけて見ていくという判断をさせていただいたところです。報告は以上です。

## 報告事項キ (欠番)

### 報告事項ク 第3回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要等について

#### ○大場博物館長

続きまして、3回目の鳥取県美術館整備基本構想検討委員会の概要等について、報告させていただきます。どういう資料で、検討委員会で検討いただいたかということを説明いたします。このたびの委員会では、前回の委員会で議論を持ち越していましたコンセプトについて、まず議論いただきました。このコンセプトについては、前回提示したものを若干修正しまして、ちょっと図化しまして多少メリハリを付ける格好にしております。大きく修正したのは、従来○(丸)の項目に相当するものは三つしかなかったんですけども、これを四つに分けております。◎(二重丸)の部分は基本的に変えておりません。あと二つに書いてあったものを三つ(県民、地域、広域)に分けて整理したのが大きな相違点です。従って美術館としては、○を四つ目標として掲げておったわけですけども、この目標についてもメリハリがないというか、美術館として本当に大事なことは何で、二次的といえますか、そういう目標も並べて箇条書きにしてあったのでその辺でどれが重点なのか、そんなに目的を広げて大丈夫なのかというような話もあったんですけども、美術館として大事なことは、基本的には◎でございます、ということをまずはっきりさせております。美術館については、鳥取県にゆかりのある美術の蓄積・継承と、国内外の優れた美術を鑑賞・学習する県の提供をきちっとやっていくのだと、ただ、それだけに留まらず、県民なり地域なりにいろいろ貢献していくというような視点で運営されていかなければいけないということをはっきりさせました。県民に文化的な創造性等を育てていただけるようにやっていき、県民がそうなれば、地域も様々な芸術・文化に溢れた心豊かに暮らせる地域になるんじゃないかと。そういう地域になれば、その魅力を県内外に発信することによって、県内外から多くの人を引きつけることができ、観光振興や移住定住にも役立って、新たな交流と発展の核になれると、そういうような目的性を持ってやっていこうということで、議論いただいた訳でございます。

これについてどういう意見を頂いたかということですけども、4の冒頭のところにありますように、基本的に内容としてはこういうものだと思うのだけれども、ちょっとインパクトが足りない、内容がある程度アピールできるようなキャッチコピーみたいなものを考えられないか、というようなご意見がございました。普遍的すぎてよそでも使えるような気がするということでした。鳥取県らしさ、今これをやらなければならないというインパクトがあるものがキャッチコピーであるべき、というような話もございました。また、なぜ美術館をつくる必要があるのかをもうちょっと的確に示すような文章が要るのではないかとのご意見も頂いているところです。ということで、事務局コメントのと

ここで書いておりますように、基本的にコンセプト自体はこの方向性で大体いいというようなことで、この構想検討委員会の方でもある程度まとまったような感じがしましたので、一応これを踏まえて今後の議論を進めていただきます。ただ、その提案のあったキャッチコピーですが、キャッチコピーと言ってもパンフレットに使う県民にアピールするような派手なものではなくて、今あるコンセプトを要約して一言で言えば、というような形で、皆さんに分かりやすく提示出来るものということになると思いますけれども、そういうものを次回に提出させていただこうと思います。更に必要性についての考え方についても色々ご意見、ご指摘がありましたので、もうちょっと整理したものを次回に提示させていただこうと思います。ただ、今回検討委員会で、ある程度具体的な部分も出てきましたので、そろそろ県民の皆さんにいろいろ説明するような機会に持っていきたいと思っております、そのときにはそもそも美術館は必要なんですよ、ということをまず話さないとなかなか説明が進まないもので、そういう案を説明会の方で提示させていただきます。実は、もう説明会をするようにいろいろ作業を進めておまして、そこで提示したいのでその案について会長と相談して、とりあえず走らせてください、最終的には次回の委員会でご相談させていただきます、というようなことであります。

更に必要な機能ですけれども、これについては資料をご覧ください。これについては前回も提示しておりましたが、今回改めて提示させていただいております。前はただだらだらと文章にしていたものを、こういうような形で整理していますけれども、そういうコンセプトの施設であるためには、こういう機能を持った施設でなければならないということで整理したのが、この収集・保管から展示、調査研究、教育普及、更に地域・県民との連携協働に至るまでの各項目について並べているものでございます。

さきほどの◎の目的を見ながら見ていただきたいのですが、目的を実現するためには、①の欄に鳥取県にゆかりのあるものを中心に優れた美術作品や貴重な関係資料を国内法規や国際協定等を遵守しつつ計画的に収集し、そのコレクションを継続的に充実させていくことが出来る機能を持たなければ、鳥取県にゆかりのある美術の蓄積・継承とか、国内外の優れた美術鑑賞、学習機会の提供といった目的を達成することが出来ない、という形で、このコンセプトに沿った必要な機能をずっと掲げているということがあります。これについてもご議論いただきました。機能そのものの話というよりは、市町村の施設を牽引するような役割も考えていかなければいけない。県下の美術館としてはおそらくメインの、中核的なものになるだろうから、市町村の施設を牽引するような役割を担うべきだとか、特に子どもたちに美術館に来てもらうような機能・仕組みを考えてほしいというようなご意見をいただいたところです。ただ、これについては、前回に引き続いていろいろご議論いただいたこともあり、概ねこの機能を前提にして、話を進めるということでご理解いただけたかなあということで、次にその機能を果たすための施設設備についても議論いただきました。これについては、そういう機能を実現するためにどういう施設が必要になるかというのを真ん中の欄に掲げております。こういう機能を果たすために、例えば①のコレクションを機能的に充実させていくことができる機能、これについては、幾つかの施設が必要になりますけれども、代表的なものとして、例えば1番目に収蔵庫です。収蔵庫については、作品の種類・材質・性質等に応じて適切に管理できるスペースを確保した複数の収蔵庫を設置する必要があるというようなことで、それはどういうものでなければならないかということもずっと掲げております。以下同じように、それぞれの機能から必要なものをずっと掲げていることでございます。更にその施設設備は、どれぐらいの大きさのものが必要になるのかということも合わせて示させていただきました。例えば先程の収蔵庫であれば、現在美術関係の収蔵品が1万点ぐらいありますが、これが500㎡ぐらいのところにぎゅっと押し込んでおまして、非常に手狭な状況になっています。大体もう3倍位の広さのものが要るなあ和我々思っております、それに加

えて、コレクションをずっと充実させていこうとしますと、美術品を次々買っていきますので、今後必要な収蔵スペースは増えてくるということになります。それを何年分キープしておくかということですが、建ててすぐ一杯になるようでは困りますので、10年間分ぐらいはキープしておきたいということを考えますと、10年後の増加数、10年間で大体どれぐらい増えるかというのは、過去の傾向から推定出来ますので、それを踏まえれば、280～300㎡くらい必要だと。ということで合わせて1850㎡ぐらいの集蔵庫が要るんじゃないかという積算をしたということですし、また搬入口等については、今の搬入口は大型トラックが全部中に入れなくて不便を来してしまっていて、他県の施設の例は、300㎡ぐらいあるところがあって、これぐらいあったらいいのではないかというものをここに掲げさせていただいています。以下そういった形で、ある意味学芸員の主観というか、我々の主観を交えながら、あるいは多少客観的な考えに基づきながら、更には常設展示室なんかについては、今後やっぱり多くの人に来ていただくためには、部門別の展示（日本画、洋画、彫刻、工芸、版画・写真等）をすべきだろうと思います。ある程度小さな部屋に分けて常設展示をするといったようなことが必要ではないかと。そうしないと、今あるようにどさつという形の展示だと、しかも今の展示室は狭いので、今のものを全部県民に見てもらおうと思えば、20年ぐらいかかります。そういう実状なので、せめて10年間ぐらいで見てもらえるような、あるいは館が所蔵している名品は、行けば常に見てもらえるというような形にしたいということを考えますと、やはりこういう形がいいということで、250㎡×5部門で1250㎡というような形で積算していますが、あくまでこの辺は一つの目安であり、決定したことはありませんし、そもそも場所も決まっていない段階でこういうものを本来出せるものではないです。ただそういうことを言いますと、県民の皆さんに具体的な美術館の姿が全く分からないままに、必要性なりを議論していただかないといけない。特にこの広さでは、次に説明する事業費の元になります、ある程度県民の皆さんにどれぐらいお金がかかるのかということも考えながら議論していただくには、粗っぽくても何らかのものを示さないと、ということで、無理矢理示したというか、まだ計画も決まっていないのに示している部分があります。これは今後変動するものだと思いますけれども、一応こういうものを出してみたということでして、それによると、総床面積1万2240㎡ということになり、その事業費を算定しましたのが次の頁でございます。

1万2240㎡のものを作ろうとすれば、建築工事費だけで、あくまでも用地費とか外構の整備費（植栽等）、更には展示ケースの購入費（壁に作り付けのものは建築のときに作ってしまうが、部屋の中に置くものについては後で別に購入する）は入ってなくて、あくまで建築工事費だけで、概算で70億から100億円程度かかるのではないかとはいっております。この根拠は、延べ床面積1万2400㎡に㎡単価を乗じております。この単価をどうして出したかということですが、過去20年間に建築された他の府県立の美術館の延べ床面積概ね1万㎡のものについて、建築工事費を照会しました。用地費などが入るときりがなく、よく分からなくなりますので、建築工事費に絞って照会してもらったら、建築年度いろいろですので物価が違いますが、それを28年価格に換算して合計して平均を取った数字ということです。そうしましたところ、建築工事費は税抜きで78億8500万円（消費税を10%と見込みまして、86億7400万円）ということですが、目安として使う程度の数字でございます。ただし、これについては今後いろいろ増減が見込まれますので、プラス・マイナス15億の振れ幅を見込み、70億から100億という数字を出しております。その増減はどういうことが考えられるかということですが、今後東京オリンピックの準備等で、建築資材単価や労務費といったものが上昇していくことが考えられます。その辺りで単価が上がれば当然価格が上がるということですし、更に、建築設備の内容等については詰めたものではございません。この委員会でももう少し広い方がいいとか、狭くてもいいんじゃないかという議論が今後あるかと思いま

すし、現に既に出ております。更に今後一流の建築士なんか頼んで、凝ったデザインになれば当然価格は高騰致します。そういう要素も考えられますが、一方で減要素もございます。地元自治体の協力といいますのは何かと申しますと、4頁に戻って頂きますと、必要な施設設備の中に、例えば真ん中よりちょっと下の辺に図書情報コーナーというのが挙げてあります。これは要するに来館者に美術書なんかを見ていただくという閲覧コーナーですけれども、これについては、例えば図書館の隣に作るのであれば図書館の方で美術書コーナーを作ってもらえれば、それでいいじゃないかという議論もあり得ると思います。更に言えば、県民ギャラリーというのがありますが、県民ギャラリーと書いていますが実際はほとんど市民ギャラリー的になるのではないかと。例えば鳥取の方に作った場合、わざわざ米子から来て自分達の作品展を鳥取でしようという人がいるかというふうにと考えると、市民ギャラリー的になってしまうのではないかとということを見ると、本当はそれは市の方で作ってもらってもいいんじゃないかという議論もあろうかと思えます。そういったことについて市の方なり町村の方でご協力が頂けるということになれば、県としては作らなくてもいいということになって、経費が落ちるとということもあるでしょうし、先程申し上げましたことと逆の話で、要するに施設設備を考えていく中でもう少し小さくてもいいじゃないか、この設備は要らないんじゃないかという議論が今後あろうかと思えますので、そういったことで減るとということもありますので、プラス・マイナス15億円という幅を見ているということでございます。先程申し上げましたとおり、この数字といえますのはあくまでも目安としてのものでして、計画に基づいてきちんとはじいたものではございません。そうではありますけれども、ただ目安として概ねそれなりの美術館を作ろうと思えば、70億を下回ることはないだろう、と。逆に、だからといって建築だけで100億を越えるようだと県民の理解が得られないんじゃないか、というような目安としてご理解頂ければと思っているところです。

この辺についてもご議論いただきました。今度は2頁になります。これについても、既にホールは少し小さ過ぎるんじゃないかとか、フリースペースにもう少しゆとりを持つ必要があるのもう少し大きくした方がいいとか、といったことがいろいろありました。今回十分時間が取れませんでしたので、もう少し議論して頂く必要があるということで、改めて次回に議論頂ければと思っております。その間に、いろいろ出前説明会等をして、県民の皆さんの意見をいろいろ聞きながら考えていきたいと思っているところです。

更に立地条件についても、示させていただきました。そういうような美術館はどういう場所に立地すべきかということを経験的に、客観的に整理してみたものでございます。1番目は、様々な人が気楽に訪れることが出来る場所でなければならぬだろう、ということです。と言いますのは、コンセプトの方でお年寄から子ども達まで、県内外から多くの人達を引きつけようということを申し上げております。あるいは年齢や言語障がい等に関わらず、様々な人が気楽に来てもらえるような、気楽に交流出来るような美術館であるためには、いろんな人が気楽に来られるような場所でないと話にならない。それはちょっと抽象的すぎるのでということで、もうちょっと具体的に言えば、交通アクセスが便利で容易であるということが①でございます。これでもまだ抽象的でしょうから、もうちょっと具体的に申し上げますと、JRの主要駅とか空港から近いということ、あるいはそこから多少距離があっても路線バスが頻繁に行き来している、要するに公共交通機関を利用する方を念頭に置いたらこうということになります。一方で、モータリゼーションが進んだ時代ですので、幹線道路から近いということも重要なことでしょう。周辺道路が整備されていて観光バスやマイカーでも来やすいということ、更には徒歩や自転車の方のことを考えるなら、市街地から近いということです。多くの方が住んでおられる市街地から近くて、途中で急な坂道等がないということも考えておかなければいけない、ということとして、この交通レベルの話はこの全部を必ずクリアしなければならないということではあり

ません。こういった要素があるとポイントが高くなる、ある意味相対的な基準とご理解頂ければと思います。

更には交通アクセスだけでいいのかというと、気楽に訪れていただくためには、②にありますように集客施設や観光施設の訪問客を誘導可能というのは、要するに買物や観光のついでに立ち寄れるような施設であった方がいいのではないかとことでして、そのためには周辺住民が簡単に行ける近い場所、あるいは多くの観光客が訪れる観光施設と結んで観光コースが設定出来ること、そうした条件も必要でしょうということでもあります。更に地域づくり・街づくりと連携しやすい場所も必要じゃないかということもございます。これはコンセプトで多様な世代の様々な人々と結びつけて交流の核となるのだというようなことを言うておりますので、そういうものであるためにはそういう要素も必要であるということとして、具体的に申しあげますと、他の文化施設や教育機関と連携しやすいということでもあります。これは、来館者に相互利用が想定される文化ホールとか、図書館とか、そういったものに近くて一体的な文化ゾーンが形成出来ると好ましいだろうなという、更には学校や大学に近いということ、これも一つの要素です。更に地域づくりにより貢献できる立地ということも考えておく必要があります。周辺に連携して発展出来るような商店街等があるといいでしょう、ということです。お互いにお客さんに相互サービスを提供するようなことで、お互いに発展していければということです。更に地域再生の核となるようなことで、文化施設とか集客施設があるといいなということで、地域計画等に位置づけられておれば益々好ましいでしょう。そういう場所であれば、市町村や地元経済団体・自治体等も意欲的に誘致して頂けるでしょう、ということでもあります。

3番目ですけども、これが本当は一番必要なことなのかもしれないけれども、必要な機能なり施設が極力安価で確保が可能な場所ということ。この辺のことができないと基本的な機能がクリア出来ないということになります。そういう意味で本当は一番重要なことなのかもしれません。具体的に申し上げますと、必要とされる機能を備えた整備可能な土地ということ、要するに広さが十分なければならない、建物だけじゃなくて駐車場や緑地、あるいは収蔵庫は、当面は10年分くらいしか想定しておりませんので、それ以降のことを考えたら最初から建てておくという訳にはいかなくてもいざとなったら建てられる、というくらいの、増設用地が必要だろうと思っております。それらが十分に確保できる広さでなくてはいけません。広ければいいかということ、広くても土地の切り盛りや造成等で過大な経費がかかります。山の斜面のようなところはマイナスです。駄目とは言いませんが、ポイントは低い、というような話です。更に防災上安全な土地でなければいけないと思います。洪水で美術品が水に浸かっても困りますし、地震で倉庫が倒れて壊れても困ります。従って地盤改良やかさ上げ等で過大な経費を必要としない、というようなことが必要になってくると思っております。

この条件についてもいろいろご議論いただきましたが、基本的には空港に近いということ倉吉ははなから駄目だというぶっちゃけたご意見もございましたけれども、別に空港について敢えて言わなくても港も一緒ですので、「等」とでもしましょうかというお話もしていますけれども、いずれにしても事務局のコメントのところ少し書いていますけれども、今後この条件自体は委員会で議論して精査していただきたいのですけれども、じゃあその条件に基づいて具体的な候補地を決めていくということも議論して、候補地も含めて基本構想に盛り込みたいと思っておりますけれども、そこまでこの委員会にお願いするのはどうか、とも思っています。要するに、例えばAという土地とBという土地で、どちらの交通アクセスがいいか判断してください、と言われても、県内に土地勘のない県外の方もおり、この委員会ではちょっと決めにくいんじゃないかと思えます。それだったら、例えば交通アクセスの専門家をお願いするとか、防災上安全な土地であれば、防災の専門家に少し見てもらうとか、そういうようなことで、専門家に集まっていたいて、別途の委員会でも組織して、そこで議論いた



だいてはどうかと思います。ただ、そこで議論いただく基本的な枠組となる、立地条件の基準、あるいは最終的にそこでの議論を踏まえて候補地を絞り込む作業、これは検討委員会をお願いしたいと思うのですが、その基本的な評価作業みたいなことは別途の委員会をお願いしたらということをご提案したところ、事務局コメントのすぐ上にありますように、ちょっとそれは寂しいな、というご意見もございまして、じゃあもうちょっと議論しましょうかということですが、大半の委員の方にとっては、それはそれで、その方がいいかなという感じを、特に県外の委員さん方はお感じになっていたようでございます。概ねそういった方向でお願いしたいと思っておりますけれども、ただもう一度、次回に議論していただこうと考えているところでございます。

今後の予定ですが、今回11月2日に第3回の委員会を実施したわけですが、ここで具体的な話がある程度出てきましたので、前回、まだ抽象的なコンセプト等だけではなかなか県民の方に関心を持っていただけないだろうということで、県民の方にはもうちょっと具体的な話が出てからにしようということでお話しておりましたが、今回具体的な話が出て参りまして、今後いろいろ県民の皆さんの意見を聞いていこうということを考えておまして、そのためにこういった黄色いパンフレットをお配りしようと思っておりますけれども、こういった形で、待っているのではなくて、出かけて行っていろいろ説明させていただこうと思っております。これについてはいろんなレベルで、各地域で声をかけていただければ出かけて行きたいと思っておりますし、場合によってはむしろこっちから仕組みでやっていくというようなことも考えております。そういうようなものがある程度重ねて、県民の皆さんの意向を把握した上で、あるいは11月には議会もありますので、議会での議論等も踏まえた上で、次の委員会でもう一度議論していただこうと思っております。それが終わりましたら、12月頃、候補地を市町村に照会しようかと思っております。既に一部市町村の方から要望が出ているところがありますけれども、その他のところにもいい土地があったら教えてください、こういう立地条件の場所で、いい土地があったら教えてください、ということをお照会しようかと考えています。我々が探すとしても県有地以外は独自で探せるかということ、地域の事情に一番通じている市町村に事務的に聞くだけのことで、それなら同じことなので、最初から聞いてしまおうということで、照会をかけて出てきたものについて、その中から先程申しました専門委員会で議論していただいて、いろいろ評価していただいた上で、結論を5回目の委員会でご報告いただいて、そこで立地場所も決めていこうというような流れで考えているところでございます。その過程では、県民フォーラムなり県民意識調査といったことも重ねていこうかと思っておりますが、そういう流れを考えた場合に、次回が12月というのはちょっと厳しいかとも思っておりますが、年を越すかな、という感じもしております。それが年を越してしまいますと、恐らく年度内に基本構想をまとめるというのは、きっと難しくなるだろうと思っております。来年度に跨ぐのではないかと思います。来年度の前半ぐらいまでは、まとめるのにかかるような状況になるのではないかと思います。

○中島委員長

とりあえず、ここまで終わりました。では、ア～エぐらいにしましょうか。

○若原委員

イですが、1頁に地域総合型スポーツクラブというのが出ていますけれども、鳥取県に地域総合型スポーツクラブというのは実際ありますか。

○吉田体育保健課長  
はい、ございます。

○若原委員  
どこにどういうふうなものがあるんですか。

○吉田体育保健課長  
例えば北栄町なんかは一番やっています、それぞれ会員から会費を集めて運営をしています。もちろん市町村が支援していますが。

○若原委員  
自治体が中心になっているのですか。

○吉田体育保健課長  
そうです。ただ、これは学校の部活動も受け皿をとということで社会体育となってくるんですけども、なかなかそこまでは。

○若原委員  
早稲田大学なんかは有名ですよ、所沢で総合型スポーツクラブを。そういうイメージでおったんですけど。

○吉田体育保健課長  
鳥取県の場合は、市町村です。

○田中次長  
おおかたの市町村に一つか二つは「ある」ということにはなっていますが、確かにちょっと活動自体難しさが、そんなにアクティブに活動しているかという、そうとは言えません状況があります。

○中島委員長  
特別支援学校の医療的ケアの問題についても、いい流れが出来たということですかね。

○足立特別支援教育課長  
はい。

○佐伯委員  
新たな学びの場についてというところが、どういうイメージがちょっと分かりにくかったんですけども。どういう構想を持っておられるのですか。

○足立特別支援教育課長

まだ仮の話なのですが、例えば病院内に教室を設けて、院内学級は病院に入院している子が、その教室に入って学習するイメージですけれども、自宅から病院に通学をして医療的資源が整った環境の中で教育を受けるというようなイメージを一つ想定しております。

○佐伯委員

他県にそういう例がありますか？

○足立特別支援教育課長

ほかの県には全く無いです。全く新しい発想の中での、これから考えていかなければならないのかなというものです。特別支援学校においても、学校に通学して来られるんですけれども、ずっとケアルームに居るといような状態のお子さんというの、ほとんど教室に入れずに、ほとんどの時間をケアルームに行って過ごすといような状態のお子さんもいらっしゃいますので、これからどんどん重度のお子さんが増えてくるということが予想されていますので、もう少し今の学校よりも医療的ケアの態勢、医療資源が整った状況でないと、教育が受けられないということも想定されるんじゃないかということで、少し先をにらんで何かできないかなということも挙げています。

○佐伯委員

スペースが必要ですよ。

○足立特別支援教育課長

当然、病院でということになると。病院の医療スタッフが学校・教室に関わっていただく必要がありますので。

○佐伯委員

就将小学校の院内学級の先生がおっしゃるには、ちょっと朝だけ来てあとは病院の方に行っているような形だったのですが、それは、どこかの学校の方に籍を置いて病院の方に勤務するという形になるのでしょうか。医療との連携は益々形になっていくのだろうと考えられるのですが、先進的な取組になるのかなと思ってみたいし。もうちょっといろんな意見を聞きたいです。

○田中次長

医療的ケアの必要な子どもたちはどんどん重症化していきますが、それでもやはり特別支援学校に、と言ってこられます。そうすると特別支援学校の中に、更に常勤看護師や技師を配置して、どんどんやっていくのか、それであれば医療施設の方で、医療的ケアの方はスタッフが居るところで、教員がそこ出張って行って教育をした方がいいのではないかと、そういうやり方もあるのではないかなといところで少し議論をしてもらっていて、制度的にバックや保証があるものではありませんので、一つのチャレンジといか、そういう可能性でどうだろうといこと。ただやっぱりこの協議会に出られる医師の方々は、病院の中に例えばスペースがあっても自分達も忙しいし、何かあって即我々が駆けつけるという訳には実際いかなという、病院現場の難しさもあるということも指摘されていますので、そこら辺をどう折り合いをつけながらしていくのかな、ということで、一つの提起という意味で議論していただいています。

○佐伯委員

分かりました。ありがとうございます。

○山本教育長

重度になれば病院の方できちんと入院させるということになりますが、入院できる日数も減ってきていますのでそういった中でどう対応していくかという。例えば、家に帰って訪問看護を受けていた生徒さんが学校に出ると学校の看護師がいる、という、看護師が変わってしまうところもあるので、例えば訪問看護を受けている方に授業中のケアも委託してしまっていて、同じ人がずっとその子の面倒をみる、というようなやり方もありはしないか、というような…。重度に対応出来る看護師さんが見てくださるという。

○佐伯委員

中央病院なんかでは無いですね、院内学級は。

○中島委員長

いくつあるんですか？院内学級は。

○佐伯委員

米子の鳥大のところはあります。小学校や中学校の分校みたいな、学級があります。

○中島委員長

今の話からちょっとそれるんですけども、重度障がい寝たきりなんだけれど起業して、寝たままビジネスやっている方がいて、すごいなと思って。障がいのある子たちのキャリア教育という意味では、非常に勇気づけられる事例じゃないかと思うんですね。そういう辺りをにらみながら、色んな小さいときからの教育が編まれていくと、一番いいのかなあと思います。ちょっと参考にしてみてください。続いて、オ～クをいかがですか。

○若原委員

カで、指定管理候補者の選定をされる時、これは書類だけで選定されたわけですか？それとも、プレゼンテーションみたいなことをされて、それで採点されて、選定されたのでしょうか。

○岸田社会教育課長

書類を提出していただいた後、まず書類審査を行い、併せてそれぞれの企業の方、団体の方に来ていただいて、プレゼンテーションも行っていただき、その書類とプレゼンテーションとでの総合評価で、各委員さんに採点していただきました。

○若原委員

いわゆるプロポーザル方式というものです。

○岸田社会教育課長

その要素も導入しています。

○若原委員

4頁の審査結果の点数と、8頁の審査結果の点数とが全く同じになっていますよね。どう理解したらいいのでしょうか。

○岸田社会教育課長

最初に申し上げましたように、今回はそれぞれ両施設を、建物管理から運営、指導までといった全部を委託に出す方式ではなくて、指導部門は県直営で県職員がやりながら、残った建物管理、庶務部門を指定管理に出すという形になりましたので、業者・団体にとりましては、建物管理・庶務部門というのは基本的にはどの施設であろうと、基本的要素というのはだいたい同じという事情がありましたので、特に大山青年の家だから、こういったところに力を入れたいとか、船上山だからこういったところに力を入れたいという場面がなかなか見出しにくかったということがあります。そういう理由でどの団体も、船上山も大山も同じような計画書が提出されたということで、点数が同じになったということです。

○田中次長

私も審査員の一人でしたが、まとめてみてまず同点になったことに驚いて「本当に同点ですけども、それでいいでしょうか」という議論をさせてもらいました。ただ、要するにこちらの提示した船上山も大山それぞれの要項も基本的には同じですし、基本的に全く同じですので、点差を付けるということが確かに出来ませんという話もあり、あくまでも同じ点にするしかないです、という議論になりました。同じ点であれば、あとは、そうは言っても船上と大山の施設を取り巻く現状を踏まえ、同じ社に頼むか、別々の社にするのかという議論の中で、同じ点数であれば、どちらかだけにとということにはならないでしょうということで、少し競争原理と言いますか、船上山というのはどうしても冬期間の利用というのが少ないので、周辺協力機関も少ないが民間に入ってもらって、民間のネットワークとかPR手法とかを活用して、冬期間に何が出来るかみたいなことをより取り組んでもらった方がいいんじゃないかということもあり選定となりました。船上の方がTKSSにやってもらって、大山の方は順調にあっており、いろんな協力機関もありますし、従前やっていた教育文化財団の方が、比較するといいんじゃないかということで、それぞれの社に取り組んでもらおうと、そういう結論に、審査委員会の方でなりました。

○坂本委員

私もちょっとお聞きしたいんですけども、大山の方と船上山について、4頁目で、サービス向上に対する取り組みというところがあり、大山の方は職員の応接力の向上という言葉があるんですけども、船上山の方になかなか見当たらないので、これはすごく大事な部分なので入ったらいいなと思います。

○山本教育長

そういうことに取り組んでもらいたいということですね。

○坂本委員

はい、印象がすごく大事だと思います。

○中島委員長

田中次長が審査員として参加されて、要項が同じだということに違和感はなかったのでしょうか。

○田中次長

先程課長が説明したとおり、少なくとも施設の管理運営のところなので、正直違いようがないというところもありまして。ですから、たぶん両方のところに応募してくるところは、たぶん同じ提案をしてくるだろうなど、最初からその心配というか、可能性が高いなということは、我々の中でも議論がありまして、でもそこは、船上山だから特別ここが大事ではないかと踏み込んで変えようがなかったものですから。あとは出てきたものを見るしかない。

○若原委員

別の件でよろしいでしょうか？美術館のことですが、候補地選定ですけれども、立地条件をある程度そっちでしっかり検討されて、それを公表してこれに合うと思われる市町村に立候補してもらおうという、オリンピックみたいなやり方ですか。

○大場博物館長

立候補というか、市町村の方にこの立地条件に合う土地で、お宅の市町村内に何かいい土地がありますかと聞いて、それに市町村の方から回答頂いたものを対象に選定を進めるということです。

○若原委員

立候補というわけじゃないのですね。

○大場博物館長

はい、だからもし一般県民の方で、うちの土地にという方があった場合には、市町村を通じて出していただく。そのときに市町村は「こういうところに美術館を作られたら、うちの計画と合わない」ということがあったら、その場合、市町村は推薦されない。要するに市町村にいろいろ協力いただくとか、あるいは地域計画に適應しているとか、そういうことも考えながらしたいので市町村のフィルターをかけようということです。

○若原委員

それから、施設設備の規模で、工事費の概算は今日お聞きしたのですが、規模がまだはっきりしないところで、あんまり維持費のことまで聞くのは現実的ではないかもしれませんが、人ですね、事務職員の方もいらっしゃるでしょうし、学芸員の方もいらっしゃるでしょうし、鳥取ではどの程度の規模を想定されますか。

○大場博物館長

現時点ではまだ詳しく検討してないですが、2月にはずれ込むと思いますけれども、運営方法についても基本的なところを押さえて、構想に盛り込もうと思っております。この議論をいただくときには、その前提として大体どれぐらいの維持管理費といいますか、運営費といいますか、かかりそうかなということも併せて出そうかと思っておりますけど、ただ、おっしゃるように、具体的な組織も何も

ない段階ですので、今をベースにして今よりこれぐらい増えるだろうということで、そういう荒っぽい計算しか出来ないと思いますので、おそらく整備費はもっと荒っぽい試算しか提示出来ないと思います。ただ、そういう荒っぽい中でも何にも示さないと、やはり県民の皆さんにいろいろ議論頂く材料にもならないと思いますので、荒っぽくはありますけれども、何らかのものは出ささせていただこうと思います。

○若原委員

維持費の中でも人件費は大きいですからね。それから学芸員の研究室みたいなもののスペースも、人数によって広さが変わってきたりして。

○大場博物館長

現在の研究室のスペースなんかも、あくまでも今の人数を前提にはじいていますので、当然増えれば変わるということで、そういう意味で動く要素が大きいです。整備なりの予算もそうなっていますし、運営費も当然そうなるだろうと思います。

○松本委員

建物は1万2千㎡で、平屋ではなくて何階建てですか。

○大場博物館長

それも決めておりません。

○松本委員

それによって、敷地として1万2千㎡なのか、ここはかなり重要じゃないですか。

○大場博物館長

あると思います。ただ、それが一律に示せない部分があります。例えば、建築規制がありますので、都市計画市街地でしたら計画規制があって、建坪率とかいろいろ基準がありますし、一方郡部だったら何もありませんし。そういうことがありますので、一律には示せませんが、ただ標準的なものとして高層ビルの美術館はありませんので、2・3階建てで、平屋建てだったら建築費が安いかということでもなくて、2階ぐらいが普通で、3階4階建てになってくると、今度は建築費が上がってきますので、そういう狭い土地を提示されると、駐車場も立体にしないといけなくなって工事費が上がる。それはさっきの「安く」という基準には当てはまらなくなるというようなことになるとと思いますので、そういったことを踏まえて、一律に示せない部分はありますけど、市町村の皆さんには説明をしながら推薦して頂くということになります。

○中島委員長

どこまでを決めて条件とするかということは、難しいですね。

気になるのが、鳥取県にゆかりのある美術の蓄積継承ということと、今、グローバルなどと呼ばれていますが、県外国外の美術についての蓄積継承ということが挙げられないでいいのか、というのはどうなのでしょう。

### ○大場博物館長

蓄積継承ですから収蔵保存とか、そういった部分では、鳥取県ゆかりの美術を中心にやります。ただ、企画展なり、あるいは教育普及活動といったものでは、国内外のものにも鳥取県にこだわらずやるという仕分けはある程度意識しております。実際問題、鳥取県と全くゆかりのない国外のものを収集するかというと、今までは少なくともやってきておりません。外国作品はあくまでも県内作家に影響を与えたとか、県内作家の作品の展開史を考える上で、この作家の作品から影響を受けているから欠かせないとか、そういうようなものに限って収集しておりますので、今、急にそれを入れてくるということについて、若干どうかということもあって、あえて蓄積継承と、鑑賞学習する機会ということで分けて記載しています。

### ○中島委員長

ただ、今までの博物館としてのミッションをどう捉えるかということですが、今まで私達の日本という国の捉え方で、そういう国際的なことは東京がやって、地方は地方に由来することだけをやればよいというような、大まかな役割があったと思うんですね。それに対して、私たちはここで日々世界と対峙しているわけで、そうすると時代認識・時代意識の中で、こういう作家のことも研究しておかなければいけないんだということも、全く鳥取県にゆかりがないかもしれないけれども、この作家のことも時代の中では捉えておかなければならないよね、という問題意識が出てくることもあるんじゃないかと思うんです。そういうことに対して今までどうだったのでしょうか。

### ○大場博物館長

そこについては、他にも目的がいろいろ書かれておりますので、目的の範囲で必要であればそういうことも盛り込むのもやぶさかではないと思いますが、そこで基本目標のところに入れてしまうと、目標が益々普遍化しすぎて特徴がないものになってしまいます。そういう意味では、書いてないからしないということではなくて、例えば県内外との、あるいは県民の文化的な生活にはそういうことも必要なのだということで、これは有りだと思います。

### ○中島委員長

他県の美術館のミッションでは、やっぱりこういうミッションが多いですか。

### ○大場博物館長

県立の中核館みたいなところは、やっぱりこういうベーシックなところを掲げているところが多いと思います。例えば、金沢にしても石川県立はやっぱりこういう感じですが、ただ、金沢二十一世紀美術館辺りは、もうちょっと尖っています。もうちょっと絞り込んだものがありますけども。やっぱり県立辺りになるとその地域の作品、地域の美術を集めていくということを中心に据えるところが多いと思います。そうでないところも当然ありますけども。

### ○中島委員長

私は逆に、美術館のオリジナリティーというときに、むしろ国際的なことに対しても、どんどん積極的に取り組んでいくんだということを掲げるというのも、一つの個性の出し方かなということも思うんです。これはちょっといろいろ検討委員会で議論されていることなので、あれですけども、私としては少しそういうことも。



○若原委員

たぶん巡回展なんかでは、そういうことはされるのですよね。

○大場博物館長

企画展では。要するに収集は鳥取県にゆかりのあるものに特化するけども、企画展ではそれに取り組んでいくことになると思います。そういう形で県民の皆さんに多様な美術を提供するという意味では、そういう格好での役割分担をするのかなと思っています。

○中島委員長

分かりました。それから、あと私もいろいろこれについては聞かれるんですけど、例えば一般の人が検討委員会の議論の状況などに触れたいときに、情報公開をどういう風に、こういう資料はどの程度公開されているのでしょうか。

○大場博物館長

資料はホームページに載せていますので、いつでもご覧いただけますし、また聞いていただいたらいくらでも出します。

○中島委員長

どこそこのウェブサイトを見たら全部資料が見えますよ、ということになれば簡単だと思ったのですが。

○大場博物館長

博物館のホームページを見ていただくと載っています。

○中島委員長

タイムスケジュールを見ますと、11月、12月は限定ですか。

○大場博物館長

限定ではないですが、次々委員会の段階が進んでいきますので、後になればなる程、もうちょっと違った内容になってくるということもありますし、逆に前の話について言われても、意見の反映のしようがないというのも出てくるかもしれません。ただある程度、県民の皆さんの意見を踏まえて、次のステップに行きたいと思っていますので、次の会を開くまでには、それなりの意見・回数を重ねたいと思っています。

○中島委員長

非常に良い試みだと思うのですが、是非11月、12月に限定せず、その状況次第で、説明していただければいいと思うので、続けていただいた方がおもしろいと思うんですけど。逆にそういうものを設けるといろんな意見が出ると思うんですね。その辺との取組みが、聞いたら聞きっ放しというわけにもいかないかと思いますが。

○大場博物館長

基本的にこの説明会に出た意見は、どの程度まとめられるかにもよりますが、ある程度検討委員会の方にも報告をして、それを踏まえて議論する格好だと思っています。その結果として入れられるものもあれば、入れられないものもあるというところはやむを得ないと思います。

○若原委員

透明性を高めるということが大事ですね、結果はどうあろうと。

○中島委員長

特に立地場所については、これは利害が絡みますが、自分のところにとっただけで、まあしようがないなと思えるプロセスにならないとしようがないですね。

○坂本委員

昨日、広島放送局での会議で、鳥取の放送局長さんの会議に同席したのですが、「鳥取県民のウォーキングでの歩数が47位とか45位というランクで、歩くことが少ないということなので、歩数を増やすような取組をしたい」と、会議でおっしゃっていたんですけど、さっきの県民カレッジとか、障がい者のスポーツにも関連があって、全体として取組むような、そういうことが出来たらいいなと思っているのですが。

○山本教育長

今、ウォーキング立県ということで、知事部局の方でその取組みをしていますので、駐車場を作らないとか、もっと歩けという意見もありますけれども。

○中島委員長

では、これで終わりとなりますが、何かございますでしょうか。それでは本日の定例教育委員会を閉会致します。次回は12月24日木曜日としたいと思いますが、いかがでしょうか。では、ご起立ください。ではこれで終了といたします。お疲れ様でした。